

羽都指第 3150 号

平成 30 年 3 月 1 日

羽曳野市都市開発部建築指導課

建築基準法第 6 条の 3 第 1 項ただし書き及び第 18 条第 4 項ただし書きの  
規定による審査について

建築基準法第 6 条の 3 第 1 項ただし書き及び第 18 条第 4 項ただし書きの規定による審査  
(構造計算ルート 2 の審査) について、建築基準法施行規則第 3 条の 13 第 2 項に基づき、  
下記のとおり公表します。

#### 記

羽曳野市においては、平成 30 年 4 月 1 日より建築基準法第 6 条の 3 第 1 項ただし書き及  
び第 18 条第 4 項ただし書きの規定による、建築基準法施行令第 9 条の 3 に定める特定構造  
計算基準及び特定増改築構造計算基準（建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 2 号イに掲げる  
構造計算で、建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イに規定する方法によるもの）の審査は、建  
築基準法施行規則第 3 条の 13 第 1 項による特定建築基準適合判定資格者である建築主事が  
行う。

以上